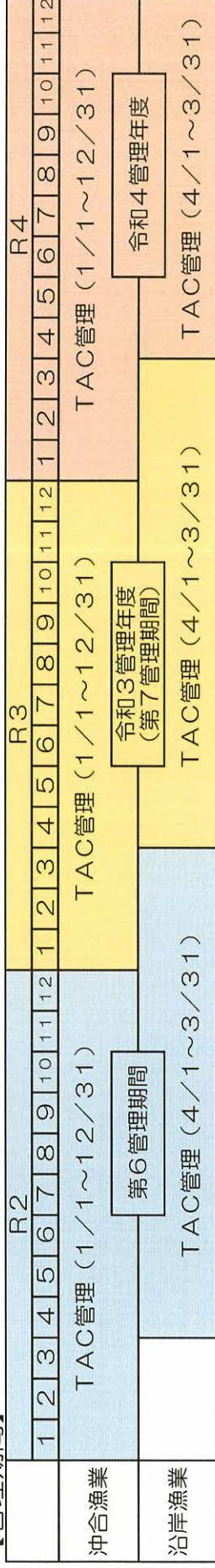


(3) 太平洋クロマグロの漁業法に基づく資源管理について

- 太平洋クロマグロは、日本をはじめ各国で漁獲してきた結果、資源が激減したことから、中部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)での国際合意に基づき、**親魚資源量を回復させる**ため、「30kg未満の小型魚を2002～2004年平均漁獲実績の半分までしか獲らない」、「30kg以上の大型魚は2002～2004年の平均漁獲実績から増加させない」という**漁獲量の上限を設定する**など**厳しい資源管理措置に取り組み**こととなった。
- これを受け、**日本の漁業者は、一本釣り漁業を含め全ての漁法で厳しい資源管理に取り組み**ており、**第4管理期間(平成30年7月)から海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく漁獲可能量(TAC)管理が行われ**、令和2年12月1日以降は、改正漁業法に基づいてTAC管理が行われております



【管理期間】



TACとは、Total Allowable Catch(漁獲可能量)の略。魚種ごとに漁獲できる総量を定めることにより資源の維持・回復を図る資源管理の一手法。サンマ、スケトウダラ、マアジ、マイワシ等8魚種で実施中。

【令和3管理年度(第7管理期間)当初における北海道知事管理量】

資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量	採捕の種類別の割当量	備考
クロマグロ小型魚(30kg未満)	令和3年4月1日から	11.3トン(全数量を留保)	「定置網漁業を除く採捕」及び「定置網漁業による採捕」の割当量は、3月下旬に北海道計画が決定される。	
クロマグロ大型魚(30kg以上)	令和4年3月31日まで	291.3トン		

太平洋クロマグロのTAC管理における遊漁者等への対応について

■国の考え方

- ◎ クロマグロについては、国際的な資源管理措置を履行するため、自主的資源管理の段階を経て、現在は、漁獲量の総量による厳格な管理が行われている魚種。
- ◎ クロマグロを獲ることを目的とする漁業は、広域漁業調整委員会の承認制も含め、何らかの形で許可漁業等になっており、自由漁業は存在していない。
- ◎ このようなか中で遊漁だけが空白になっている状態であり、遊漁者によるクロマグロの採捕について、漁業者が取り組んでいる資源管理の枠組みに組み込んでいくことが重要な課題。
- ◎ 遊漁者は、不特定多数で全国各地にいることから、直接の罰則を伴うような規制の導入には十分な周知期間が必要であり、試行的な取り組みを段階的に進めていくことが妥当。



試行的取り組みの最初の段階として、広域漁業調整委員会指示を実施

■広域漁業調整委員会指示の内容・経緯

- ◎ 令和3年3月に広域漁業調整委員会が開催されクロマグロに係る委員会指示が発動
《令和3年3月に開催された広域漁業調整委員会による指示内容》
 - 1 小型 (30kg未満) クロマグロの採捕を禁止し、意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならぬ。
 - 2 大型 (30kg未満) クロマグロを採捕した場合には、陸揚げした日から10日以内に、採捕尾数等を水産庁に報告しなければならぬ。
- ◎ 令和3年7月に広域漁業調整委員会が開催された次のような委員会指示が発動。
《令和3年7月に開催された広域漁業調整委員会による指示内容》
 - 1 遊漁者によるクロマグロの採捕が、漁獲可能制度に基づくクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来す恐れがあることを認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型クロマグロの採捕を禁止する旨、公示する。
 - 2 公示により、大型クロマグロの採捕が禁止された期間中は、大型クロマグロの採捕を禁止し、意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならぬ。
- ◎ 令和3年8月20日付で上記公示がなされ、令和3年8月21日から令和4年5月31日までの期間、遊漁者による大型クロマグロの採捕が禁止、意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならぬこととなった。

■ 遊漁者への周知活動（北海道）

- 1 広告媒体等を利用した周知
 - ① 北海道（漁業管理課）のHPに掲載
 - ② 遊漁船業者への文書による周知
 - ③ 釣具店、マリーナへのポスターの掲示依頼、チラシの配布
- 2 現地啓発の実施
 - ① 漁業管理課及び現地振興局で水産庁と合同による浜でのチラシ配布等を実施
 - ② 洋上において遊漁者に対する周知啓発を実施

クログロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

【遊漁者・遊漁船業者の皆様へ】

○ 日頃より、クログロの資源管理にご協力をいただきありがとうございます。
○ 広域漁業調整委員会指示により、次の期間はクログロの採捕が禁止され、遡戻せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければなりませんこととなっております。

- ・ 小型クログロ：令和3年6月1日から令和4年5月31日まで
- ・ 大型クログロ：令和3年8月21日から令和4年5月31日まで

【これまでの経過】

○ 令和3年3月に開催されました「広域漁業調整委員会」におきまして、漁業法第121条第1項に基づき、令和3年6月1日から令和4年5月31日までの期間、クログロを採捕する遊漁者に対して、次のような指示が発動されました。

【令和3年3月に発動された広域漁業調整委員会による指示内容】

- 1 小型（30kg未満）クログロの採捕を禁止し、遡戻せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。
- 2 大型（30kg以上）クログロを採捕した場合には、放捕した日から10日以内、現捕船長等を水産庁に報告しなければならない。

○ さらに、令和3年7月に開催されました「広域漁業調整委員会」におきまして、漁業法第121条第1項に基づき、クログロを採捕する遊漁者に対して、次のような指示が発動されました。

【令和3年7月に開催された広域漁業調整委員会による指示内容】

- 1 遊漁者によるクログロの採捕が、漁獲可能量制度に基づくクログロの資源管理の枠組みに支障を及ぼす恐れがあるときは、期間を定め、期間を定め、遊漁者による大型クログロの採捕を禁止する旨、公示する。
- 2 公示により、大型クログロの採捕が禁止された期間中は、大型クログロの採捕を禁止し、遡戻せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

○ 令和3年8月20日付で上記公示がなされ、令和3年8月21日から令和4年5月31日までの期間、遊漁者による大型クログロの採捕が禁止となり、遡戻せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならないこととなりました。

○ 指示内容に違反し、農林水産大臣からの通告にも従わなかった場合には、1年以下の懲罰若しくは50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処される場合がありますので、ご留意願います。

※ 上記公示の情報など、広域漁業調整委員会指示に関するにつきましては、水産庁のホームページをご覧ください。
アドレス「遊漁の通報」<https://www.fishaff.go.jp/serpsi/sugoi/index.html> また、不明な点がございましたら水産庁にお問い合わせください。

【水産庁和歌山支庁水産資源管理課管内水面係
TEL：(011) 204-5485】

【北海道HPによる周知】